

第3回川西町第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定委員会会議録要旨

開催日時 令和5年10月5日(木)午後2時～午後3時頃
開催場所 川西文化会館2階 サークル室ABC
出席者委員 辰巳勇、安井知子、川北啓司、池田富一、辰巳佳正、吉村雅夫、
薦田義治、松波芳子、河野弥生、伊藤彰夫、津田志保、森田政美
欠席委員 中川雅仁、三原文子
事務局 長寿介護課、ジェイエムシー株式会社

1 開会

2 議事

【事務局説明(要点)】

(1) 川西町第10次高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画【骨子案】について

<資料1>川西町第10次高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画【骨子案】

第1章と第2章については前回の会議の中で報告した内容と同じであるため説明は割愛する。今後、令和5年9月末の人口データを用いて数値に修正があるため、一部表等を追加する箇所があり、これについては次回に説明する。本日は第3章から説明。

52 ページ、第3章 計画の基本的な方向について

計画の基本理念。「長生きを喜び、ともに楽しめるまち川西」と、第8期と同じ基本理念を掲げ、第9期計画を策定していくよう考えている。計画の基本方針としては、こちらに1から5まで書いているものになる。前期第8期の計画では大きく基本方針は三つあったが、今回基本方針は五つに増やしている。

53 ページ、施策の体系について

第8期では三つの基本方針と十の施策の展開を基本に計画策定していたが、今回は、少し細分化して基本方針を五つに分け、その中の基本方針1であれば、さらに五つに分けると言った形で、施策体系を作成している。

54 ページ、第4章 施策の展開 基本方針1、介護予防と生きがい作り・社会参加の推進について

大きく五つの施策がある。一つ目、介護予防生活支援サービス事業について、要支援認定者および基本チェックリストにおいて、総合事業と判断された人は、引き続き従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを受けることができる。訪問と通所型のサービスがあるが、コロナが明けてから通所のサービスが伸びてきているという状況である。それに合わせて、今後給付を見込んでいく必要がある。

55 ページ、1-2 一般介護予防事業について

65歳以上を対象として、要介護状態になることを予防するための事業。一般介護予防事業は、大きく事業が四つあるが、短期集中運動教室に自主体操グループの支援、地域リハビリ

テーション活動支援事業と地域介護予防活動支援事業がある。(1) 短期集中運動教室は、(2)にある自主体操グループを新たに作るというのは大変なことなので、まず、地域の身近な場所で活動してもらい運動教室を自主開催して、自主体操グループに繋がるように支援を行っていくものである。(2) 自主体操グループ支援は、現時点で13団体あるが令和8年度は15団体を目指して取り組んでいく。(3) 地域リハビリテーション活動支援事業は、地域で活動している自主体操グループに対し、年2回リハビリテーション専門職を派遣し効果的な運動が継続できるよう支援を行っている。(4) 地域介護予防活動支援も、自主体操グループを立ち上げた後、自分たちで継続して続けていってもらうための支援として取り組んでいる。

58 ページ、1-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

75 歳以上の後期高齢者に対し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を来年度の令和6年度から実施する。健康状態不明者や生活習慣病の重症化予防、低栄養、フレイル対策、フレイル把握等を行う。フレイル対策について、医師会や歯科医師会の先生方にまた改めて事業の相談に伺いたいと思っている。

59 ページ、1-4 高齢者の生きがいくりの充実について

老人クラブ等への活動支援とシルバー人材センターへの支援の二つがある。老人クラブの加入者数は、年々加入者数が減っていているという現状である。シルバー人材センターの会員数は、28人と同じ数字ではあるが、これは入る人と辞めていく人もいて、ちょうど28人であり、今保ってはいるが今後辞めていく人が増えたら減っていくという状況である。今後会員数がなかなか増えないということも課題としてあるため、そちらに対しても支援を行っていくような活動をしていきたいと考えている。

60 ページ、1-5 ボランティア活動の支援について

川西町社会福祉協議会にてサポート川西と連携しており、そういった情報共有をしているところに対しても支援を行っている。

61 ページ、基本方針2 地域包括ケアシステムの強化・充実について

施策としては大きく3施策ある。一つ目の、2-1 地域包括支援センターの運営について、本町では、地域包括支援センターを1か所配置しており、3職種、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー・主任介護支援専門員を配置している。そして四つの事業で1. 介護予防事業、2. 高齢者や家族に対する総合的な相談支援、3. 高齢者に対する虐待の防止、早期発見と権利擁護事業、4. 支援困難事例への対応等ケアマネジャーへの支援を行ってきた。高齢者およびその家族からの相談に対応するワンストップ相談窓口としての機能や、関係機関との連絡調整機能の強化を図っている。地域包括支援センターでは、いろいろな住民のニーズに対応していくよう、そういった体制構築に努めていく。(1) 総合相談事業は、地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として設置されているため、あらゆる相談に応じるとともに、庁内や関係機関とも連携を図り、支援のネットワークを広げていくよう行っていく。また、今後、その地域包括支援センターをもっと広く知ってもらう必要があるとも考えている。

62 ページ、(2) 地域ケア会議の推進は、大きく三つの種類の会議がある。地域ケア個別会議は、個別事例の問題解決のための会議となっている。地域ケア推進会議は、地域の課題解決のための検討を行う会議となっている。自立支援型地域ケア会議は自立支援を主に目的とした会議となっている。この三つの会議があるが、地域ケア会議全体として、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能、地域づくり資源開発機能、政策形成機能という五つの機能を効果的に発揮できるよう、会議運営に取り組んでいく。

63 ページ、2-2 生活支援サービスの体制整備について

高齢者の社会参加および生活支援の充実に目的を、生活支援サービスの体制整備を行っていく。体制整備のためのコーディネートを行うため、コーディネーター業務を川西町社会福祉協議会に委託し、生活支援サービスの体制作りに取り組んでいる。(1) 地域作りフォーラムは、コロナ禍により中断していたが、令和4年度末頃からまた再開して取り組んでいる。令和5年度は既に1回フォーラムを実施し、またワークショップも1回実施している。ワークショップの実施回数としては令和5年度3回を考えており、残り2回のワークショップに取り組んでいく。

64 ページ、2-3 医療と介護の連携強化について

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域を目指し、医療・介護の関係者が包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係者間における顔の見える関係作りを目的とした研修を広域で開催している。また、町民に向けては、在宅での看取りも視野に入れた情報提供と意識啓発を行い、在宅医療・介護の支援体制の構築を進めている。今後の方向性として、在宅医療・介護で想定される四つの場面、1. 日常の療養支援、2. 入退院支援、3. 急変時の対応、4. 看取り、この四つの場面を意識しつつ、本人の望む生活を家族とともに、在宅生活を支える、関係者が一体となって支援できる体制作りに取り組んでいく。

66 ページ、基本方針3 高齢者の尊厳を守るための取り組みについて

基本方針3は大きく四つの施策がある。一つ目、3-1 認知症予防への推進と認知症への理解を深めるための普及啓発。川西町の地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員が配置されており、令和4年度より世界アルツハイマーデー及びその9月の月間に合わせ、認知症サポーターや関係機関の協力を得て、オレンジライトアップおよび認知症の普及啓発に係る活動を実施している。また、認知症予防を目的とした講演会等の開催により、認知症予防や早期発見・早期対応についての啓発を行っている。

67 ページ、(4) 認知症SOSネットワーク事業は、次期第9期の計画から新たな事業として、令和6年度からの3年間で取り組み、構築していこうという新しい指標を記載している。高齢者が行方不明となった場合に備え、事前に関係機関と情報を共有し、地域での見守り体制を、令和6年からの3年間かけて構築していくよう、新たに取り組むように考えている。

68 ページ、3-2 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくりについて

(1) 認知症予防、早期発見の取り組み。令和4年度より物忘れが気になる方の早期発見・

早期治療に向けた対応として、相談会を実施している。(2) 認知症初期集中支援チームによる支援について、前期の第8期の計画においては、チームとしての活動実績はない。今後の方向性として、認知症が疑われる人や認知症の人やその家族からの相談に対して、幅広く対応していく中で、効果的に認知症初期集中支援チームで対応していくように考えている。

69 ページ、3-3 権利擁護の推進について

(1) 成年後見制度の利用促進は、認知症や身寄りのない高齢者等に対して、町長申し立てや成年後見制度の利用支援事業による支援を行っている。この必要な支援として、町の地域包括支援センターに社会福祉士がいており、社会福祉士と連携して、成年後見への支援を行っていくように考えている。

70 ページ、3-4 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止とネットワークの構築として、虐待を未然に防ぐために周知を行い、これらの体制を構築していくよう、令和3年度はコロナ禍でありネットワーク会議の開催は0回であったが、それからは毎年ネットワーク会議を開催し、今後も開催して、周知体制を構築していくように考えている。

71 ページ、基本方針4、安心して生活できる環境の整備について

大きく三つの施策がある。4-1 高齢者福祉の充実。(1) 紙オムツの支給事業、(2) 高齢者見守りネットワーク事業、(3) 家族介護者への支援がある。ここには記載していないが、別に配食サービスというのもあり、次の会議には配食サービスも追加して記載する。

73 ページ、4-2 住まいや移動を支える取り組みについて

(1) 電動車椅子のレンタル補助は、こちらも今ある事業ではなく、新規の事業となる。まだ進み始めたところであるが、電動車椅子を活用した高齢者への外出支援のために、電動車椅子をレンタルされた方への費用を補助する、そういった仕組みにこれから取り組んでいく。こちらの要件としては、介護保険のレンタルというものがあるが、介護保険のレンタルから対象外の人を拾っていきこうという支援になる。介護保険から漏れた人も拾っていき、そうした方への費用を補助することで、支援を行っていける取り組みを考えている。

74 ページ、4-3 災害や感染症対策に係る体制整備について

(1) 災害対策への取り組みと、(2) 感染症対策への取り組みがある。災害対策の取り組みとしては、避難行動要支援者名簿というのを定期的に整理して、関係機関との情報共有により、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握に努めるとなっている。また感染症対策として、介護サービス事業所において集団感染症発生時に、迅速に報告してもらうよう働きかけを行っている。

75 ページ、基本方針5、安定的な介護保険事業の実施について

4つの施策がある。5-1の介護居宅サービス、5-2の地域密着型サービス、5-3の施設サービス、大きく三つのサービスがあり、今回説明書きのみとなっているが、次の会議までにはこちらの説明書きと、それぞれのサービスの給付費がわかるようなグラフを入れる予定となっている。個々のサービスの説明については書いてある通りであるため、説明は割愛する。

81 ページ、5-4 介護サービスの質の向上について

(1) ケアプラン点検の実施。介護給付費適正化事業として5事業があり、この5事業は全て実施している。今後の方向性として、令和6年からはこの5事業が三つの事業に再編される。住宅改修の点検、福祉用具購入対応調査はケアプラン点検に一本化され、介護給付費通知は任意事業となる。令和6年度からは、1. 要介護認定の適正化、2. ケアプラン点検、3. 縦覧点検・医療情報との突合という三つの給付の適正化事業が残るが、これについても令和6年度以降全て実施していく予定である。(2) 指定事業者への運営指導は、町内の指定事業者として居宅が二つ、包括が一つ、地域密着のデイサービスが一つ、グループホームが一つで、全部で五つある。指定期間が6年間電話あり、指定期間中に必ず1回は運営指導に入るという予定をしている。

82 ページ、(3) ケアマネジャー連絡会の開催について

本庁と地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と情報共有や意見交換を行っている。また、(4) ICT利用促進は、今後、ICT化を進め活用することで、介護現場の文書にかかる負担軽減や、介護サービス事業所からオンラインでの申請ができるように取り組んでいく。

83 ページ、第5章の介護保険サービスの事業量見込みと保険料の設定について

保険料算出の流れを図で示している。

84~85 ページ、令和6年度以降の介護給付費の見込みの数字を入れている。現在実績値ベースで算定しており、今後また変更となる可能性がある。被保険者の保険料としては、半分が公費で負担されている。残りの半分为65歳以上の方と40歳~64歳の方の保険料で負担する仕組みとなっている。第8期において、65歳以上の方の負担割合は23%で、第9期の計画以降も、全体の23%を65歳以上の方で負担するというようになっている。

87 ページ、介護保険料の算定について

第8期までは第1段階~第9段階まで大きく9の段階で保険料が設定されていた。令和6年度以降は9段階から13段階と多段階に保険料が設定される。9段階にいた所得の高い方が、10段階から13段階となり、所得の高い方は今後保険料が上がる可能性があるということになっている。国の方針としてはほぼ決定しており、川西町も令和6年度からは13段階での保険料設定を考えている。

88 ページから89 ページ、保険料の算定。次回の会議ではこちらに全て数字が入った状態で、保険料が月額年額いくらになるかを示す予定である。

【事務局説明 (要点)】

(2) 地域密着型サービス事業所の施設整備の課題について

<資料2> 地域密着型サービス事業所の施設整備の課題について

地域密着型サービスで、第8期の計画で新たな事業所の施設整備を見込んでいたが、辞退されたため、8期の計画では地域密着型サービス事業所の整備は断念することになった。次期計画でこの地域密着型サービス事業所の施設整備を見込むかどうか、検討が必要

であり、今回一つの議題として挙げている。資料1の骨子案にはこの施設整備はまだ見込んでいない状態での給付額が載っている。検討する点としては大きく二つあり、国が出している水防法によるイエローゾーンの設定というものと、二つ目として、グループホームに入るニーズがどれだけあるのかという、大きな二つの課題がある。

奈良県介護保険課の資料、「介護施設等の整備に関する補助金に係る注意事項について」。施設を新たに整備する場合に災害イエローゾーンの条件が追加された。この災害イエローゾーンは、浸水が想定される区域のことをいい、浸水が想定される区域で1メートル以上あるところについては、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としない。施設を整備するにあたって補助金が出ないというふうに追記した。

川西町の洪水浸水想定区域図（計画規模）の資料では、川西町ほぼ全域、薄い肌色になっていて、ここが0.5メートルから3メートル未満浸水する区域となっている。全く色がついていないところがほとんどないような状態で、こういった場合川西町が、ほぼ新たに介護施設を整備できないという状況である。

奈良県の資料、ただし書き（ア）の、土砂災害警戒区域または浸水1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当することで、補助金の対象とすることができるとなっている。そのa b c dでは、大半がイエローゾーンであり、新たに事業用地の取得が困難であるということ。また被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするため施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。特にdの、新規整備を行う介護施設等の事業用地で、ここがイエローゾーンに想定する場合、非常災害対策計画と避難確保計画を作らなければいけないとなっている。県に確認したところ、事業所の方でこの計画を立てないといけない。こういった中身にするのかとなると、浸水する地域であれば、例えば、2階建てを3階建てにする、そこにエレベーターを設置する、エレベーターが止まらないように非常用電源を設置する、というふうなことが想定され、今まで普通に整備するのにプラスで設備費が上がることになる。こういった設備をつけないと、補助金が出ないとなると、事業所の負担が増える。そうすると事業所も果たして川西町に来てくれるのかというところがまず一つ課題として挙がっている。

3枚目のエクセル表、（区域外）指定事業所新規入居者数について。二つ目の課題、またグループホームのニーズで、第7期と第8期のニーズ、新規の入所者の数をまとめたものになる。第7期と第8期の町内を除いた、町外の数だけを考えると、7期で7人、8期で10人、却下した人を入れると12人になる。8期と7期をすべて来たとしても20人にも満たない数となっており、今コロナ禍で経営不振になっているところでまず手を上げてくれる事業所があるかということ、事業所を作ったときに、施設に入居される方がどれだけいるかというニーズも考えつつ、次期第9期で新たに介護施設の事業所を設置していくような給付を見込むかどうかというのは、現状検討しているところである。この二つの課題を考えながら、今後検討して次回の第4回の委員会で報告する。

3 閉会